

国・地方公共団体における団体交渉等の状況

1 中央人事行政機関

| 機関 | 回数 |
|-----|-------|
| 人事院 | 3 2 7 |
| 総務省 | 3 9 |

- * いずれも平成18年の各職員団体との会見等の実績
- * 人事院の数字は、本院のほか地方事務局（所）での会見を含む

2 省庁・地方公共団体

（以下は、ヒアリング（人事当局）を行った省庁・地方公共団体の資料より抜粋）

【法務省】

（2）労使関係，団体交渉等の状況（平成17年度）

| 対応者 | 時 期 | 交 渉 事 項 |
|------|---------|---------------------------------|
| 法務大臣 | 1 2 月中旬 | （会見）勤務条件整備 |
| 官房長 | 8 月中旬 | （面談）勤務条件整備 |
| | 1 2 月上旬 | （面談）勤務条件整備 |
| 人事課長 | 4 月下旬 | 給与，労働時間及び勤務条件整備 |
| | 6 月中旬 | 給与及び勤務条件整備 |
| | 7 月上旬 | 給与及び勤務条件整備 |
| | 7 月中旬 | 給与及び勤務条件整備 |
| | 7 月中旬 | 給与，昇格基準，勤務条件整備及び労働安全 （沖縄国公労） |
| | 8 月下旬 | 勤務条件整備 |
| | 1 0 月中旬 | 給与，昇格基準，勤務条件整備，労働時間及 |

| | | |
|-------|--------|-------------------------|
| | | び労働安全・衛生 |
| | 1 1月上旬 | 給与及び勤務条件整備 |
| | 1 1月下旬 | 勤務条件整備 |
| | 1 2月下旬 | (面談)勤務条件整備 |
| | 3月中旬 | 給与, 勤務条件整備及び勤務時間 |
| | 3月下旬 | (面談)勤務条件整備 |
| 企画調査官 | 6月中旬 | 行(二)職員の給与, 昇格基準及び勤務条件整備 |
| | 3月中旬 | (面談)行(二)職員の勤務条件整備 |

交渉事項欄中「(沖縄国公労)」としている部分は、沖縄非現業国家公務員労働組合との、その余の部分は、全法務省労働組合との交渉等を指す。

【財務省】

2 労使関係、団体交渉等の状況

団体交渉の状況

団体交渉は、本省庁においては、組合の中央本部との間で年3回(国税庁は年4回)会見・交渉が行われているほか、管区機関及び府県単位機関等においても、各々交渉が行われている。

主な交渉議題

職員の給与や勤務時間に関する処遇改善などの勤務条件全般を議題として行われているほか、その時々状況・情勢に応じた勤務条件に関連する事項についても、併せて議題として行われている。

【厚生労働省】

(2) 主な団体交渉等の状況

| 対 応 者 | 頻 度 | 職 員 団 体 | 主 要 議 題 |
|---------|----------------|-------------------|---------------|
| 厚生労働大臣 | 年 1 回 | 全厚生・全医労（厚生共闘）、全労働 | 行政体制の確保 |
| 官房長 | 年 3 回 | 全厚生・全医労（厚生共闘）、全労働 | 行政体制の確保、処遇改善等 |
| 本省課長 | 年 1 回 ～ 10回 | 全厚生、全労働 | 行政体制の確保、処遇改善等 |
| 社保庁総務部長 | 年 4 回 | 全厚生、国費協議会 | 行政体制の確保、処遇改善等 |

厚生共闘：全厚生と全医労が昭和55年12月に厚生省労働組合共闘会議を結成

【農林水産省】

(3) 団体交渉は、

春闘期、人事院勧告前、勤務評定期などに、勤務条件全般を議題として行うほか、

その時々状況に応じて、勤務条件に関わる個別事項（総人件費改革による他府省への配置転換、超過勤務時間問題、新たな人事評価の試行など）について適宜実施。

【経済産業省】

(1) 労使関係、団体交渉等の状況

労使間の課題について、適時、会見や情報提供等を行うことにより、良好な労使関係を築いているところ。

団体交渉に関しては、本省においては、会見の実施、質問状や要望書に対する回答及び情報提供を実施している（平成17年度の会見

状況(本省)は、下記参照)。

なお、特許庁及び地方支分部局等においても、それぞれ同趣旨の
 会見、情報提供等を実施している。

会見当事者別会見回数及び会見日(平成17年度)

| 会 見 当 事 者 | 回 数 | 月 日 |
|--------------------|------|--------|
| 大臣 | 1 回 | 4月25日 |
| 官房長 | 3 回 | 7月13日 |
| | | 10月31日 |
| | | 3月27日 |
| 大臣官房秘書課長 | 3 回 | 4月15日 |
| | | 7月25日 |
| | | 11月11日 |
| 大臣官房参事官(労務担当) | 10 回 | 4月27日 |
| | | 7月12日 |
| | | 7月27日 |
| | | 7月29日 |
| | | 10月31日 |
| | | 11月8日 |
| | | 12月7日 |
| | | 1月31日 |
| | | 2月24日 |
| | | 3月3日 |
| 大臣官房厚生企画室長 | 1 回 | 12月14日 |
| 調査統計部長 | 3 回 | 5月19日 |
| | | 7月29日 |
| | | 11月14日 |
| 調査統計部参事官(併任総合調整室長) | 5 回 | 6月22日 |
| | | 9月22日 |
| | | 12月21日 |

| | | |
|-------------------------|----|--------|
| | | 2月20日 |
| | | 3月29日 |
| 経済産業政策局地域経済産業グループ地方調整室長 | 3回 | 7月13日 |
| | | 11月10日 |
| | | 2月24日 |
| 原子力安全・保安院企画調整課長 | 2回 | 7月13日 |
| | | 11月9日 |

【国土交通省】

3. 職員団体との交渉等の状況

各職員団体と国家公務員法上の交渉やこれに準じる会見を実施

1. 本省での対応（平成17年度実績）

| 組織名 | 対応者 | 回数 |
|--------------------|-------------|----|
| 全運輸労働組合 | 大臣官房総括審議官 | 1 |
| | 大臣官房政策評価審議官 | 2 |
| | 大臣官房人事課長 | 5 |
| | 大臣官房参事官（労務） | 3 |
| 国土交通省全建設労働組合 | 大臣官房長 | 2 |
| | 大臣官房調査官 | 7 |
| 全北海道開発局労働組合 | 北海道局長 | 1 |
| | 北海道局総務課調査官 | 3 |
| 全気象労働組合 | 気象庁長官 | 6 |
| | 気象庁総務部長 | 1 |
| 全運輸省港湾建設労働組合 | 大臣官房参事官（労務） | 2 |
| 国土交通省職員組合 | 大臣官房長 | 2 |
| | 大臣官房調査官 | 1 |
| 国土交通省管理職ユニオン | 大臣官房長 | 2 |
| 沖縄非現業国家公務員労働組合気象支部 | 気象庁総務部長 | 2 |
| 全運輸労働組合・国土交通省全建設労働 | 大臣（官房長代行） | 2 |

| | | |
|------------------------------------|-------|---|
| 組合・全気象労働組合・全運輸省港湾建設労働組合（国土交通共闘） | 大臣官房長 | 1 |
| 全運輸労働組合・全気象労働組合・全運輸省港湾建設労働組合（運輸共闘） | 大臣官房長 | 1 |

2．上記以外に、各地方機関等ごとに、対応する職員団体と交渉等を行っている。

【東京都】

全任命権者共通事項（給与改定交渉等）；1団体

知事（総務局人事部・勤労部） 東京都労働組合連合会（都労連）

都労連は下記 の6単組で構成される事実上の労働者団体

（統一交渉の日程；給与改定交渉の例）

10月上旬 人事委員会勧告

団体交渉

| この間、小委員会・専門委員会において交渉

11月中旬 団体交渉・妥結

12月 第四回定例都議会へ給与条例の改正等提案・審議・議決

各任命権者事項（36協定締結、特殊勤務手当等）；

都労連傘下6団体、その他12団体（ 太字は都労連加盟単組）

知事（総務局人事部・勤労部） 東京都庁職員労働組合

他1団体

交通局長 東京交通労働組合

水道局長・下水道局長 全水道 東京水道労働組合

他1団体

教育委員会 東京都教職員組合

東京都高等学校教職員組合

他10団体

首都大学東京理事長

東京都立大学・短期大学教職員組合

【山口県】

(2) 労使関係、団体交渉等の状況

- ・職員団体に対しては、労使双方が誠意を持って正常な労使関係を維持できるよう留意し、労使間における課題等は交渉や協議により解決するよう努めており、正常な労使関係が保たれていると考えている。

【北九州市（福岡県）】

1 労使関係、団体交渉等の状況

昭和38年の5市合併当時は、当局の管理体制の弱さと労務管理の不徹底から、混乱した労使関係が続いた。

昭和41年から44年までの懲戒処分者数（概数）

免職30人 停職220人 減給830人 戒告370人

（昭和58年以降は、争議行為が行われたことはなく、処分者も出ていない。）

その後、労使関係の正常化のため、全管理者が一致団結して取り組み、長い年月が経過する中で、交渉ルールの確立や「ながら条例」の制定、「管理者のしおり」の発行、スト対策、その他諸々の労務管理対策を講じることで、安定した労使関係を築き上げ、現在に至っている。

団体交渉は、市職労・市労連・現業労組の3組合を相手方として行うが、任命権者によっては、嘱託員の組合と交渉するところもある。

本市では組合費のチェックオフ（給与控除）をしていないこともあって、登録職員団体以外の組合員数については正確な数字を把握できていないが、全体としては減少傾向にある。

【宮代町（埼玉県）】

労使関係、団体交渉の状況

職員団体なし